

# 香川県労働委員会年報

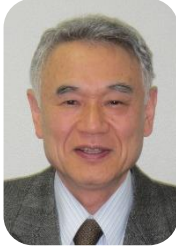
## (令和4年度)

香川県労働委員会事務局

第 47 期 香川県労働委員会委員  
(令和 3 年 12 月 1 日～令和 5 年 11 月 30 日)

(公益委員)

会 長



松尾 邦之

会長代理



岡田 徹太郎



井上 昭雄



安井 順子



石合 由明

(労働者委員)



森 信夫



福家 良一



榎原 一吉



河元 幸



伊藤 香

(使用者委員)



窪田 伸一



島田 新一



高橋 寛栄



友時 好敬



三谷 知己

## は じ め に

この度、令和4年度に本県労働委員会が取り扱った、労働争議に係る調整事件、不当労働行為事件の審査、個別労働関係紛争のあっせんその他の運営活動状況を収録した「香川県労働委員会年報（令和4年度）」を刊行しました。

この冊子が、日頃労使関係の業務に携わり、労使問題に関心を寄せられている方々にとって、少しでも参考となり、また、労働委員会への理解を深めていただける一助となれば幸いです。

令和5年5月

香川県労働委員会

事務局長 瀧本 浩司

## 注 意

- ・ 令和4年度中に取り扱った事件などが解決せずに翌年度に繰越しになったものについては、令和5年3月31日現在の状況を示している。

# 目次

## 第1章 労働委員会の概要

第1節 労働委員会の沿革	1
第2節 労働委員会の組織と機構	3
1 委員	3
2 あっせん員候補者	4
3 事務局	4

## 第2章 労働委員会の会議

第1節 総会	6
第2節 公益委員会議	7
第3節 連絡会議等	8

## 第3章 労働争議の調整

第1節 調整事件（あっせん・調停・仲裁）	10
1 調整事件の取扱状況	10
2 調整事件の一覧	12
3 調整事件の概要	12
第2節 労働争議の実情調査	13
1 労働争議の予告件数	13
2 実情調査の一覧	13
第3節 集团的労使関係に係る相談	14

## 第4章 不当労働行為事件の審査

第1節 不当労働行為事件	15
1 不当労働行為の取扱状況	15
2 審査の目標期間の達成状況	16
3 不当労働行為事件の一覧	16
4 不当労働行為事件の概要	16
第2節 再審査事件・行政訴訟事件	16
1 再審査事件	16
2 行政訴訟事件	16

## 第5章 労働組合

第1節 労働組合の資格審査	17
1 資格審査の取扱状況	17
2 資格審査の一覧	17
第2節 認定告示	17
第3節 労働協約の拡張適用	17

## 第6章 個別労働関係紛争のあっせん

第1節 あっせん事件	18
1 あっせん事件の取扱状況	18
2 あっせん事件の一覧	19
3 あっせん事件の概要	20
第2節 個別労働関係に係る相談	21

## 第7章 委員会の様々な活動

第1節 委員による労働相談	22
1 専門労働相談	22
2 無料労働問題相談会	22
第2節 出前講座	24
第3節 研修	24
1 中央労働委員会の研修	24
2 四国ブロックの研修	25
第4節 広報状況	25
1 専門労働相談	25
2 無料労働問題相談会	25

## 資 料

1 年次別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）	26
2 調整事件・年次別終結状況	27
3 不当労働行為事件・年次別終結状況	28
4 個別労働関係紛争あつせん事件・年次別終結状況	29
5 年度別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）	30
6 調整事件・年度別終結状況	30
7 不当労働行為事件・年度別終結状況	31
8 個別労働関係紛争あつせん事件・年度別終結状況	31

# 第1章 労働委員会の概要

## 第1節 労働委員会の沿革

- 昭和20年12月、団結権の保障と団体交渉権の保護、助成によって労働者の地位向上を図ることを目的として労働組合法が制定され、これらの実際の運用にあたる行政機関として「労働委員会（中央労働委員会及び各都道府県地方労働委員会）」が設置されることとなった。

香川県においても、昭和21年2月1日付けで労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び第三者委員各5名が第1期の委員として任命され、同年3月1日の同法施行と同時に「香川県地方労働委員会」が発足した。
- 昭和21年9月、労働関係調整法の制定により、あっせん、調停、仲裁等の諸手続規定が明確化され、労働委員会の調整機能が具体化された。
- 昭和22年10月、国家公務員法の制定により、一般職の国家公務員は労働組合法や労働関係調整法の適用が除外され、昭和23年7月、政令第201号の公布により、国又は地方公共団体の職員は、団体交渉及び争議行為が禁止された。このため、官公庁関係の事案は、労働委員会の管轄から外された。
- 昭和24年6月、労働組合法の全部改正、労働関係調整法の第1次改正があり、労働委員会の権限の再編成が行われた。すなわち、調整的権限の一部が外されたのに対し、労働組合の資格審査及び旧労働組合法第11条関係を引き継ぐものとして、不当労働行為の審査、処分等の権限が与えられ、これらの準司法的権限は、公益委員（旧法の第三者委員を改称）の専管事項とされた。また、中央労働委員会に、優先管轄権、再審査権及び規則制定権が与えられた。

同年8月、上記改正に基づき、労働委員会の業務処理上の全般的な手続を規定した中央労働委員会規則が公布された。
- 昭和27年7月、労働組合法、労働関係調整法の第2次改正が行われた。労働関係調整法関係では、緊急調整制度の新設、公益事業における争議行為予告通知制度の採用、特別調整委員制度の新設及び仲裁制度の改正が行われた。

また、この改正の一環として地方公営企業労働関係法の公布があり、地方公営企業の職員の労働関係は、原則として労働関係調整法によることとなった。
- 昭和37年5月、行政事件訴訟法、同年9月、行政不服審査法が制定され、これに伴う労働組合法の訴訟に関する規定が改正された。

同年11月、中央労働委員会規則が改正され、その名称も労働委員会規則と改められた。
- 昭和40年5月、ILO87号条約の国会承認と同時に地方公営企業労働関係法、労働委員会規則が改正され、同年8月15日から施行された。すなわち、地方公営企業に従事する職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者（使用者の利益を代表する者）の範囲を、地方労働委員会が認定して告示することとなった。
- 昭和41年4月、労働組合法の一部改正により、委員の任期が1年から2年に改正され、同日以降任命される委員に適用されることとなった。本県では、昭和42年6月任命の第20期委員から適用された。
- 昭和46年5月、労働組合法の一部改正が行われ、中央労働委員会においては、審査事件処理上、各側委員の委員数が7名から8名に改正された。
- 昭和52年4月、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為事件の迅速かつ公正な処理を促進するための所要の規定が整備された。
- 昭和53年5月、労働組合法、同法施行令の一部改正により、東京都、大阪府、北海道及び福岡県の各地方労働委員会並びに中央労働委員会の委員定数増が図られた。
- 国鉄、電電、専売の三公社の民営化に伴い、昭和62年4月、公共企業体等労働関係法が国営企業労働関係法となり、公共企業体等労働委員会も国営企業労働委員会に改組された。

- 昭和 63 年 6 月、労働組合法等の一部改正により、同年 10 月、中央労働委員会に国営企業労働委員会が統合され、委員数も公労使各側 13 名に改正された。
- 行政手続法の制定に伴い、平成 5 年 11 月、労働組合法の一部改正が行われ、労働委員会がする処分については、行政手続法の一部適用除外とされた。
- 平成 11 年 7 月、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（いわゆる地方分権一括法）の制定に伴い、機関委任事務とされていた地方労働委員会の事務は、平成 12 年 4 月から自治事務に位置付けられた。
- 平成 13 年 1 月に施行された独立行政法人通則法により、独立行政法人制度が創設された。これに伴い、特定独立行政法人とその職員に係る労働関係については、国営企業事件の場合と同様に中央労働委員会が不当労働行為事件の審査や紛争の調整等を行うなどの、労働組合法等の一部改正が行われた。また、中央省庁等改革により、労働省と厚生省が統合されて新たに厚生労働省が設置された。
- 平成 13 年 6 月、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律が成立し、同年 10 月 1 日に施行された。国（労働局）においては、紛争調整委員会によるあっせん制度の創設等による総合的な個別労働紛争解決システムの整備が図られた。

同年 10 月 1 日、知事から、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき「個別的労使紛争に係るあっせん等に関する要綱」に規定する個別的労使紛争のあっせん及び相談に関する事務の委任を受け、個別的労使紛争解決サービスを開始した。
- 平成 15 年 3 月、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為事件の迅速な処理を促進するための審査手続の充実及び地方労働委員会事務の自治事務化の趣旨を踏まえた規定の整備等が行われた。
- 平成 17 年 1 月、不当労働行為事件の審査期間の著しい長期化、救済命令等に対する取消率の高さ等の状況を踏まえ、審査の迅速化及び的確化を図るという観点から、労働組合法、同法施行令及び労働委員会規則の一部が改正され、審査手続及び審査体制の整備等に関して所要の改正が行われた。

また、「地方労働委員会」の名称が「都道府県労働委員会」に改められたことから、本県労働委員会についても「香川県労働委員会」と改められた。
- 行政組織の効率化を推進するため、「国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 26 号）」により、船員労働委員会は、平成 20 年 9 月 30 日限りで廃止され、その事務のうち、船員の集団的労使紛争の解決等の事務（不当労働行為事件の審査、労働争議のあっせん、調停、仲裁等）は、平成 20 年 10 月 1 日から、中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管された。

## 第2節 労働委員会の組織と機構

労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に掲げる目的を達成するため、労働組合法第19条の12の規定に基づき設置された県の機関で、地方自治法にも規定されている行政機関である。

### 1 委員

委員の構成は、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員及び公益を代表する公益委員の各側5名、合計15名をもって組織され、委員のうち労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、それぞれ知事が任命する。

委員の任期は2年であり、会長、会長代理は、委員の選挙によって公益委員の中から選ばれる。

令和3年12月1日に委員の改選があり、次のとおり新たに第47期委員が任命された。

第47期委員名簿（令和3年12月1日～令和5年11月30日）

（令和5年3月31日現在）

	氏名	職業	備考
公益委員	石合 由明	弁護士	46期～
	井上 昭雄	弁護士	45期～
	○岡田 徹太郎	国立大学法人香川大学経済学部 教授	新任
	◎松尾 邦之	国立大学法人香川大学 名誉教授	40期～
	安井 順子	公認会計士	42期(H24.12)～
労働者委員	伊藤 香	四国電力労働組合本部 組織局兼総務局長	新任
	榎原 一吉	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長	43期～
	河元 幸	三菱マテリアル直島製錬所労働組合 書記長	45期～
	福家 良一	日本労働組合総連合会香川県連合会 会長	43期～
	森 信夫	一般社団法人香川県労働者福祉協議会 会長	45期～
使用者委員	窪田 伸一	香川県経営者協会 専務理事	46期～
	島田 新一	元 株式会社四電工 顧問	45期～
	高橋 寛栄	仁尾興産株式会社 取締役経営企画本部長	45期～
	友時 好敬	元 株式会社タダノビジネスサポート 代表取締役社長	45期～
	三谷 知己	四国電力株式会社 人事労務部長	新任

[◎会長、○会長代理、各側50音順]



## 2 あっせん員候補者

労働委員会は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、学識経験者の中からあっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作成している。当委員会においては、委員の改選ごとにあっせん員候補者を委嘱している。あっせん員候補者は、次のとおりである。

### あっせん員候補者名簿

(令和5年3月31日現在)

氏名	現職（又は経歴）	備考
石合 由明	弁護士	現・公益委員
井上 昭雄	弁護士	現・公益委員
岡田 徹太郎	国立大学法人香川大学経済学部 教授	現・公益委員
河内 一裕	香川県労働委員会事務局長	
佐藤 倫子	弁護士	元・公益委員
松尾 邦之	国立大学法人香川大学 名誉教授	現・公益委員
安井 順子	公認会計士	現・公益委員
伊藤 香	四国電力労働組合本部 組織局兼総務局長	現・労働者委員
榎原 一吉	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長	現・労働者委員
河元 幸	三菱マテリアル直島製錬所労働組合 書記長	現・労働者委員
福家 良一	日本労働組合総連合会香川県連合会 会長	現・労働者委員
森 信夫	一般社団法人香川県労働者福祉協議会 会長	現・労働者委員
窪田 伸一	香川県経営者協会 専務理事	現・使用者委員
島田 新一	(元 株式会社四電工 顧問)	現・使用者委員
杉ノ内 謙三	四国電力株式会社 常務執行役員	元・使用者委員
高橋 寛栄	仁尾興産株式会社 取締役経営企画本部長	現・使用者委員
友時 好敬	(元 株式会社タダノビジネスサポート 代表取締役社長)	現・使用者委員
三谷 知己	四国電力株式会社 人事労務部長	現・使用者委員

## 3 事務局

### (1) 事務局の沿革

- 昭和21年3月、県内政部労政課内に「香川県地方労働委員会事務局」設置。当初は、内政部長が事務局長を、労政課職員等が事務局幹事、書記等を兼務したが、昭和22年から順次専任職員を充足し、同年12月には事務局も独立して専任の事務局長を置いた。
- 昭和25年3月、「香川県地方労働委員会事務局処務規程」が制定され、「総務課」と「調整課」が置かれた。以後、所掌事務・事務処理の規程が順次整備された。
- 昭和44年4月、本庁舎から日本赤十字社香川県支部（高松市番町）へ移転した。
- 昭和55年4月、調整課を「審査調整課」に改め、「総務課」と「審査調整課」の2課となった。
- 昭和57年4月、調整事務が審査調整課から総務課に移され、これに伴い総務課が「調整課」に、審査調整課が「審査課」になった。
- 平成5年12月、亀岡分庁舎（高松市亀岡町）へ移転した。
- 平成13年5月、亀岡分庁舎から現在の香川県庁舎東館3階へ移転した。また、同年10月には、個別的労働関係紛争に関するあっせんの取扱いを開始した。
- 平成15年4月、グループ制の導入に伴い、調整課、審査課の2課制を廃止した。
- 平成17年1月、名称が「香川県労働委員会事務局」に改められた。

## (2)職員

(令和5年3月31日現在)

職名	氏名	発令年月日	転出(退職)年月日
事務局長	河内 一裕	令和3年4月1日	令和5年3月31日(退職)
課長補佐	大山 和也	令和2年4月1日	令和5年3月31日(退職)
副主幹	村上 慎二	令和2年4月1日	
副主幹	包末 あや子	平成31年4月1日	
主任	足立 旬	令和4年4月1日	
主任	草野 正典	令和4年4月1日	

## 第2章 労働委員会の会議

### 第1節 総会

総会は、労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員の全員が出席する会議であり、当委員会では、原則第4火曜日に開催している。議題としては、労働委員会規則第5条に掲げる付議事項その他委員会の業務全般の運営について協議している。

令和4年度は、次のとおり12回開催された。

回数	開催期日	主 要 議 題
1361	4月12日(火)	1 争議行為の予告通知について 2 令4-1 労働争議に係るあっせんの申請について 3 集团的労使関係に係る相談の状況について 4 個別的労使関係に係る相談の状況について 5 第109回四国労働委員会協議会総会（三者会議）の提案議題について
1362	5月24日(火)	1 令4-1 労働争議に係るあっせんの経過について 2 集团的労使関係に係る相談の状況について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 令和4年度四国ブロック労働委員会会長連絡会議の報告について 5 第109回四国労働委員会協議会総会（三者会議）の議題・発表者について 6 令和4年度無料労働問題相談会の実施計画について
1363	6月28日(火)	1 争議行為の予告通知及び実情調査について 2 令4-1 労働争議に係るあっせんの終結について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 第492回公益委員会議の報告について 5 第109回四国労働委員会協議会総会（三者会議）の報告について 6 令和4年度無料労働問題相談会の実施計画について 7 令和4年度四国地区労使関係セミナーの開催について 8 令和4年度出前講座の実施計画について
1364	7月26日(火) ※	1 集团的労使関係に係る相談の状況について 2 (個あ) 令4-1 個別的労使紛争に係るあっせんの申請について 3 (個あ) 令4-2 個別的労使紛争に係るあっせんの申請について 4 個別的労使関係に係る相談の状況について 5 第63回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の報告について 6 令和4年度無料労働問題相談会の実施計画について 7 令和4年度出前講座の実施計画について 8 第39回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の開催について
1365	8月23日(火) ※	1 (個あ) 令4-1 個別的労使紛争に係るあっせんの経過について 2 (個あ) 令4-2 個別的労使紛争に係るあっせんの経過について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会について
1366	9月27日(火) ※	1 争議行為の予告通知について 2 集团的労使関係に係る相談の状況について 3 (個あ) 令4-1 個別的労使紛争に係るあっせんの終結について 4 (個あ) 令4-2 個別的労使紛争に係るあっせんの経過について 5 個別的労使関係に係る相談の状況について 6 第39回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の報告について 7 令和4年度無料労働問題相談会の実施について

回数	開催期日	主 要 議 題
1367	10月25日(火)	1 争議行為の予告通知について 2 集団的労使関係に係る相談の状況について 3 令4-2労働争議に係るあっせんの申請について 4 (個あ) 令4-2 個別的労使紛争に係るあっせんの終結について 5 個別的労使関係に係る相談の状況について 6 令和4年度無料労働問題相談会の実施結果について
1368	11月22日(火)	1 争議行為の予告通知について 2 集団的労使関係に係る相談の状況について 3 令4-2労働争議に係るあっせんの経過について 4 個別的労使関係に係る相談の状況について 5 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の報告について 6 令和4年度無料労働問題相談会の実施結果について 7 令和4年度出前講座の実施状況について
1369	12月20日(火)	1 争議行為の予告通知及び実情調査について 2 令4-2労働争議に係るあっせんの終結について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 令和4年度出前講座の実施状況について 5 第78回全国労働委員会連絡協議会総会の議題提案について
1370	1月24日(火)	1 争議行為の実情調査について 2 個別的労使関係に係る相談の状況について 3 令和4年度出前講座の実施状況について 4 第78回全国労働委員会連絡協議会総会の議題提案について 5 令和5年度の定例総会及び専門労働相談の日程について 6 令和5年度の全国会議・ブロック会議等の開催日程について
1371	2月28日(火)	1 争議行為の予告通知 2 個別的労使関係に係る相談の状況について 3 令和5年度出席委員の調整が必要な会議等について 4 令和5年度専門労働相談の実施について 5 令和4年度出前講座のアンケート結果について 6 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の今後の進め方等について
1372	3月28日(火)	1 香川県労働委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について 2 争議行為の予告通知及び実情調査について 3 (個あ) 令5-1 個別的労使紛争に係るあっせんの申請・終結について 4 個別的労使関係に係る相談の状況について 5 第110回四国労働委員会協議会総会(三者会議)の提案議題について

※一部委員はオンラインにより参加

## 第2節 公益委員会議

公益委員会議は、労働委員会規則第9条に掲げる付議事項について審議決定する会議であり、会長が必要に応じて招集し、公益委員が出席して開催されるものである。

令和4年度は、次のとおり1回開催された。

回数	開催期日	付議事項
492	5月24日(火)	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定について

### 第3節 連絡会議等

令和4年度に開催された、労働委員会規則第86条の規定による「労働委員会相互の間の連絡を密にしその事務の処理につき必要な統一と調整を図るため」の「三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議」その他の会議等（事務局職員を対象としたものを含む。）は、次のとおりである。

#### <全国会議>

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議題
全国労働委員会事務局長連絡会議	6月9日 (木)	盛岡市	—	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止
全国労働委員会会長連絡会議	6月10日 (金)	盛岡市	—	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止
全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会	7月8日 (金)	東京都労働委員会会館	松尾会長	1 協議事項 (1) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について 2 報告事項 (1) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について (2) 令和4年度公労使委員個別紛争専門研修について (3) 「個別労働関係紛争処理制度周知月間」について (4) 調整事件・不当労働行為事件取扱件数（全労委、新規係属件数）、労働局あっせん及び労働審判件数の推移について (5) 都道府県労働委員会における委員報酬の状況について
第77回全国労働委員会連絡協議会総会	11月17日 (木)～ 11月18日 (金)	東京都国立オリンピック記念青少年総合センター	松尾会長 岡田会長代理 河元委員 伊藤委員 島田委員 三谷委員	議題1 労働委員会の広報活動について(中国ブロック公労使提案) 議題2 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告について(中労委提案) 議題3 労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会におけるパワーハラスメントに係るあっせん事件への対応について(関東ブロック公労使提案) 講演 「労働紛争の多様化と労働委員会の新たな役割」 講師；前中央労働委員会会長 山川 隆一 氏
全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会	11月18日 (金)	東京都国立オリンピック記念青少年総合センター	河元委員	1 協議事項 (1) 運営委員長の選出について (2) 副運営委員長の選出について (3) 第78回全国労働委員会連絡協議会総会の開催期日及び会場について (4) 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の開催期日及び会場について 2 報告事項 (1) 労働委員会の在り方・ビジョン検討小委員会について (2) 令和4年度公労使委員合同研修(全体研修)の実施状況について (3) 令和4年度「個別労働紛争処理制度」周知月間の取組について
全国労働委員会事務局審査主管課長会議	11月28日 (月)	東京都労働委員会会館	大山課長補佐	1 資格審査における「全国的規模をもつ労働組合」の判断基準について 2 審査人材の確保・育成について 3 ウェブ会議による調査について 他

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議題
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	11月29日 (火)	東京都 労働委員会会館	大山課長補佐	1 調整業務の運営について 2 都道府県労働委員会からの事例報告 3 都道府県労働委員会からの業務報告

<中国・四国ブロック会議>

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議題
労委労協中国・四国ブロック総会及び研修会	6月2日 (木)	WEB会議 (島根県)	福家委員 河元委員	1 各県報告及び意見交換 2 研修会 講演「昨今の労働相談の傾向と対策」 講師 島根労働局 労働紛争調整官 山本 崇 氏
第63回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	7月12日 (火)	岡山市 ビュアリティまきび	松尾会長	1 使用者側からあつせん申請がなされた場合の対応について(広島県) 2 査定差別事件における立証責任の分配及び審査手続の運営について(岡山県) 3 個別労働紛争での労働相談やあつせん以外の解決方法について(香川県)

<四国ブロック会議>

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議題
四国地区労働委員会事務局長連絡会議	5月20日 (金)	WEB会議 (徳島県)	河内事務局長 村上副主幹	1 出前講座(ワークルール出前講座)の実施方法及び実施状況について(香川県) 2 ウェブ活用による不当労働行為事件に係る調査の手続(労委規第41条の2第7項)について(愛媛県) 3 労働委員会広報の取組について(高知県)
四国ブロック労働委員会会長連絡会議	5月20日 (金)	WEB会議 (徳島県)	松尾会長	1 不当労働行為の管轄及び排斥期間の考え方について(香川県) 2 手続に関与していない紛争関係者を和解協定に加えることについて(愛媛県) 3 一連の団体交渉を「継続する行為」と判断すること等について(高知県)
第109回四国労働委員会協議会総会(三者会議)	6月17日 (金)	WEB会議 (愛媛県)	松尾会長 井上委員 石合委員 榎原委員 福家委員 森委員 窪田委員 高橋委員	1 労働基準監督署から出された是正勧告の金額の詳細な算定基準があつせんの被申請者(使用者側)のみに示されている場合のあつせんの進め方について(徳島県) 2 個別労働紛争での労働相談やあつせん以外の解決方法について(香川県) 3 シフト削減に関するあつせん申請への対応について(高知県)
四国ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議	7月27日 (水)	WEB会議 (高知県)	大山課長補佐	1 労働委員会において保有する情報の公開等について(徳島県) 2 個別的労使紛争に係るあつせんの対象とすることが適当でない紛争について(香川県) 3 労働相談事例の活用に向けた取組について(愛媛県) 4 新任事務局職員の育成方法について(高知県)
第39回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会	9月6日 (火)	WEB会議 (香川県)	松尾会長 岡田会長代理 井上委員 安井委員 石合委員	1 (1) 交渉事項を特定した団体交渉再開命令について (2) 団交での不誠実な対応等と不当労働行為意思の関係について(徳島県) 2 集団あつせんの調整時における不当労働行為救済命令の救済手段の限界についての言及の是非について(高知県) 3 不当労働行為の審査手続に係るIT化について(愛媛県)

### 第3章 労働争議の調整

#### 第1節 調整事件（あっせん・調停・仲裁）

##### 1 調整事件の取扱状況

令和4年度に取り扱った調整事件は、前年度からの繰越しが1件、新規係属事件が1件の計2件（あっせん）であった。

なお、調停事件については平成5年度を最後に申請がなく、仲裁事件についてはこれまで実績がない。

区分		年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
前年度からの繰越し件数							1	
新規申請件数				1	2	2	1	6
（申請区分）	あっせん			(1)	(2)	(2)	(1)	(6)
	調停							
	仲裁							
取扱件数計				1	2	2	2	
終結件数				1	2	1	2	6
（終結区分）	解決			(1)	(1)		(1)	(3)
	取下げ							
	打切り				(1)	(1)	(1)	(3)
	不開始							
翌年度への繰越し件数						1		

##### (1) 申請の内訳

###### <ア 申請者別>

区分		年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
労働組合				1	2	2		5
使用者							1	1
労使双方								
職権								
計				1	2	2	1	6

###### <イ 調整事項別>

区分		年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
組合承認・組合活動								
協約締結・全面改訂				1				1
協約効力・解釈								
賃金等				1	1	1		3
給与以外の労働条件						1		1
経営又は人事					2			2
福利厚生								
団交促進					2	2	1	5
事前協議制					1			1
その他							1	1
計				2	6	4	2	14

<ウ 業種別>

区分 \ 年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
建設業						
製造業			1			1
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業						
金融業、保険業						
不動産業、物品賃貸業				1		1
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業						
生活関連サービス業、娯楽業						
教育、学習支援業		1				1
医療、福祉			1	1	1	3
複合サービス事業						
サービス業						
公務						
その他						
計		1	2	2	1	6

<エ 従業者規模別>

区分 \ 年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
1人 ～ 9人						
10人 ～ 49人				1		1
50人 ～ 99人			1			1
100人 ～ 299人		1				1
300人 ～			1	1	1	3
計		1	2	2	1	6

※ <イ調整事項別>の区分は、一つの事件で複数の調整事項がある場合、総数は新規係属件数と一致しない。  
 ※ <エ従業者規模別>の区分は、総務省統計局「日本統計年鑑 - 第7章 企業活動」の例を参考にした。第4章、第6章において同じ。

(2) 終結状況及び平均所要日数

区分 \ 年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
解決		1件 106日	1件 83日		1件 85日	3件 91日
取下げ						
打切り			1件 86日	1件 83日	1件 54日	3件 74日
不開始						
計		1件 106日	2件 85日	1件 83日	2件 70日	6件 83日

※ 件数・平均日数は、事件の終結した年度で処理している。  
 ※ 平均日数は、調整員指名前に「取下げ」、「不開始」となった事件以外の調整員指名から終結までの所要日数の平均(小数点以下、四捨五入)である。  
 ※ 自主解決による取下げであっても、事務局の事前調査やあつせん活動が自主解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものは、「解決」に含めている。



## 2 調整事件の一覧

(繰越)

事件番号	申請月日 指名月日	申請者	業種 従業員数	組合員数	調整事項	調整員	終結			
							年月日	結果	所要 日数	調整 回数
令 4-1 (あっせん)	4.3.24 4.3.28	組合	医療・福祉 650 人	450 人	・不誠実な団体交渉の是正 ・再雇用時の労働条件と業務内容について十分な説明を行い、合意を得ること	松尾 森 島田	4.6.20	解決	85 日	1 回

(新規)

事件番号	申請月日 指名月日	申請者	業種 従業員数	組合員数	調整事項	調整員	終結			
							年月日	結果	所要 日数	調整 回数
令 4-2 (あっせん)	4.10.14 4.10.20	使用者	医療・福祉 650 人	450 人	・団体交渉において虚偽報告を行ったことを組合員に情報公開すること ・今後の団体交渉において虚偽のない具体的根拠、理由、データを提出すること	松尾 森 島田	4.12.12	打ち切り	54 日	1 回

## 3 調整事件の概要

【繰越】

令 4-1 (あっせん)

調整事項	・不誠実な団体交渉の是正 ・再雇用時の労働条件と業務内容について十分な説明を行い、合意を得ること	
申請までの経過	組合員が定年退職後の再雇用において使用者と雇用契約を締結したが、退職前よりも賃金が大幅に低下したため、組合は、使用者に再雇用時の労働条件と業務内容について十分な説明を行い、合意を得ることを求めて団体交渉を申し入れたが、使用者は、組合員に労働条件の見直しは行わないと回答し、組合との交渉をしようとしなかったため、不誠実な団体交渉に当たるとして、その是正等を求めてあっせんで申請した。	
労使の主張	労	使用者は、団体交渉に応じようとしておらず、不誠実な対応である。
	使	団体交渉は誠実に行っている。雇用契約は、組合員本人と合意のうえ締結しているため、賃金を見直すことはない。
あっせん経過及び結果	労使双方の主張を確認したうえで、組合員の継続雇用後の賃金や業務内容等の待遇について誠実に説明すること等を内容とするあっせん案を提示したところ、双方が合意したため、あっせんで終結した。【解決】	

【新規】

令 4-2 (あっせん)

調整事項	・団体交渉において虚偽報告を行ったことを組合員に情報公開すること ・今後の団体交渉において虚偽のない具体的根拠、理由、データを提出すること	
申請までの経過	使用者が定年退職した組合員の継続雇用後の賃金や業務内容等について説明することを目的として実施された団体交渉において、組合が有利な条件を得るために虚偽の報告を行ったとして、組合がこのことを組合員に情報公開し、今後の団体交渉では虚偽のない資料を提出することを求めてあっせんで申請した。	
労使の主張	労	実施されたのは団体交渉ではなく説明会であり、組合は、有利な条件を得るための虚偽の報告は行っていない。
	使	実施されたのは団体交渉であり、組合が有利な条件を得るために虚偽の報告を行った。
あっせん経過及び結果	労使双方の主張の隔たりが大きく、合意が困難であったため、あっせんで打ち切った。【打ち切り】	

## 第2節 労働争議の実情調査

### 1 労働争議の予告件数

労働関係調整法第37条第1項の規定による公益事業に係る争議行為の予告通知について、同条違反が疑われる事案は確認されなかった。

また、関係当事者から当委員会に提出された争議行為予告通知について、労働委員会規則第62条の2の規定により、次のとおり労働争議の実情調査を実施した。

当委員会で受付した新規案件は、業種は全て医療業で、賃金等に関するものであった。

予告通知及び労働争議実情調査件数(香川県労委受付分)

区分	年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
前年度からの繰越件数		3	4	4	4	3	
新規予告通知件数		6	6	7	6	8	33
計		9	10	11	10	11	
解決		5	6	7	7	6	31
打切り						1	1
調整に移行							
翌年度への繰越件数		4	4	4	3	4	

### 2 実情調査の一覧

#### (1) 令和4年度(繰越)

番号	事件名	要求項目	開始	終結	結果
4-1	香川民医連労働組合労働争議	2022年春闘要求	4.2.25	4.5.27	解決
4-2	高松赤十字病院労働組合労働争議	2022年春闘要求	4.2.25	4.6.10	解決
4-3	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	2022年春闘要求	4.3.18	4.6.20	解決

#### (2) 令和4年度(新規)

番号	事件名	要求項目	開始	終結	結果
4-4	高松赤十字病院労働組合労働争議	2022年度統一要求	4.8.19	5.2.22	打切り
4-5	高松赤十字病院労働組合労働争議	2022年秋年末要求	4.10.28	4.12.8	解決
4-6	香川民医連労働組合労働争議	2022年秋闘要求	4.11.11	4.11.28	解決
4-7	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	2022年秋闘要求	4.11.14	4.11.29	解決
4-8	全国労災病院労働組合香川支部労働争議	全労災香川支部発482号支部要求(看護師の増員等)	4.12.7	—	係属中
5-1	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	2023年春闘要求	5.2.16	—	係属中
5-2	高松赤十字病院労働組合労働争議	2023年春闘要求	5.2.22	—	係属中
5-3	香川民医連労働組合労働争議	2023年春闘要求	5.2.24	—	係属中

### 第3節 集团的労使関係に係る相談

令和4年度に取り扱った集团的労使関係に関する労働相談は、8件であった。

区分	年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
	相談件数		6	7	9	17	
相談者別	労働組合等	3	5	7	16	2	33
	使用者	3	2	2	1	6	14

#### 【相談事項別】

区分	年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
	a.組合承認・組合活動		2	4	1	2	
b.協約締結・全面改訂				2		3	5
c.協約効力・解釈						1	1
<賃金等>			5		4		9
d.賃金増額			(4)		(1)		(5)
e.一時金			(1)				(1)
f.諸手当							
g.その他賃金					(3)		(3)
h.退職一時金・年金							
i.解雇手当・休業手当							
<給与以外の労働条件>		1			5	1	7
j.労働時間							
k.休日・休暇		(1)					(1)
l.作業方法の変更							
m.定年制							
n.その他の労働条件					(5)	(1)	(6)
<経営又は人事>				4	6		10
o.事業休廃止・事業縮小							
p.企業合併・営業譲渡							
q.人員整理				(1)			(1)
r.配置転換					(2)		(2)
s.解雇				(1)			(1)
t.その他の経営・人事				(2)	(4)		(6)
u.福利厚生							
v.団交促進		3		5	13	1	22
w.事前協議制			1	1			2
x.その他			1	2	5	2	10
総数		6	11	15	35	10	77

※「相談事項別」の分類は、「都道府県労働委員会状況報告要領(令和4年4月 中央労働委員会事務局)」「11調整事項」(a~x)の例による。また、1件の相談で複数の相談事項を含む場合があるので、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

## 第4章 不当労働行為事件の審査

### 第1節 不当労働行為事件

#### 1 不当労働行為の取扱状況

令和4年度に新規申立てはなく、前年度からの繰越事件もなかった。

年度 区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
前年度からの繰越件数						
新規申立件数						
取扱件数計						
終結件数						
翌年度への繰越件数						

#### (1) 申立ての内訳

##### <ア 申請者別>

年度 区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
組 合						
個 人						
計						0

##### <イ 申立事由別>

年度 区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
7条1号						
1・2号						
1・3号						
1・2・3号						
2号						
2・3号						
3号						
計						0

##### <ウ 業種別>

年度 区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
建設業						
製造業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業						
金融業、保険業						
不動産、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業						
生活関連サービス、娯楽業						
教育、学習支援業						
医療、福祉						
複合サービス業						
サービス業						
公務						
その他						
計						0

<エ 従業者規模別>

区分	年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
	1人～9人						
10人～49人							
50人～99人							
100人～299人							
300人～							
計							0

(2) 終結の状況

区分	年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
	命令・決定	全部救済					
一部救済							
棄却							
却下							
和解等	関与和解						
	無関与和解						
	取下げ						
計							0

2 審査の目標期間の達成状況

当委員会では、審査期間の目標を1年以内と定めている。

令和4年度に新規申立てではなく、前年度からの繰越事件もなかったため、終結した事件はなかった。

3 不当労働行為事件の一覧

新規・継続ともになし

4 不当労働行為事件の概要

該当なし

第2節 再審査事件・行政訴訟事件

1 再審査事件

令和4年度に中央労働委員会に再審査を申し立てた事件はなかった。

2 行政訴訟事件

令和4年度に行政訴訟事件として裁判所に係属した事件はなかった。

## 第5章 労働組合

### 第1節 労働組合の資格審査

#### 1 資格審査の取扱状況

令和4年度に、労働組合資格審査の取扱いはなかった。

区分		年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
前年度からの繰越件数								
新規申請件数				1		1		2
(申請内訳)	委員推薦			(1)		(1)		(2)
	法人登記							
	不当労働行為事件							
	労働者供給事業							
取扱件数計				1		1		
終 結				1		1		2
(結果内訳)	有資格			(1)		(1)		(2)
	無資格							
	取下げ・打切り							
	翌年度への繰越件数							

#### 2 資格審査の一覧

該当なし

### 第2節 認定告示

令和4年度の地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定告示は、1件であった。

また、同条第3項の規定による地方公営企業からの職の新設、変更又は廃止の通知はなかった。

企業名	申出者	理 由	申出年月日	認定年月日	告示年月日
香川県病院局	香川県病院局 香川県病院事 業管理者	労働組合法第 2条第1号に 規定する者の 範囲の変更	4. 4. 18	4. 5. 24	4. 5. 31

#### ・香川県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、令和4年5月24日認定したので、次のとおり告示する。

令和4年5月31日

香川県労働委員会

- 1 地方公営企業の名称 香川県病院局
- 2 組合の名称 香川県病院局職員労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所	職 名
本庁	局長 課長 副課長 主幹 予算、人事、給与、服務、労働関係又は経営改革の事務を担当する課長補佐 人事、給与、服務又は労働関係の事務を担当する副主幹、主任、主任主事及び主事
病院	院長 副院長 事務局長 検診センター長 事務局次長 総務課長 総務企画課長 医事・経営企画課長 業務課長（中央病院に置かれるものに限る。） 院長補佐 中央検査部長 主任部長 部長 医長 薬剤部長 主幹 副薬剤部長 看護部長 副看護部長（労働関係の事務を担当するものに限る。）

### 第3節 労働協約の拡張適用

令和4年度に、労働組合法第18条の規定により、一の労働協約を一の地域に拡張適用する旨の申立て、決議又は公告はなかった。

## 第6章 個別労働関係紛争のあっせん

### 第1節 あっせん事件

#### 1 あっせん事件の取扱状況

令和4年度に取り扱ったあっせん事件は、新規係属事件が3件であった。

区分		年度					計
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
前年度からの繰越件数				1	1		
新規申請件数			2	7	4	3	16
申請者内訳	労働者		(1)	(7)	(4)	(2)	(14)
	使用者		(1)			(1)	(2)
	労使双方						
取扱件数計			2	8	5	3	
終 結			1	7	5	3	16
結果内訳	解 決		(1)	(3)	(2)	(1)	(7)
	取 下 げ				(1)		(1)
	打 切 り			(4)	(2)	(2)	(8)
	不 開 始						
翌年度への繰越件数			1	1			

#### (1) 申請の内訳

<ア あっせん事項別>

区分		年度					計
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
経営又は人事			2	6	5	2	15
賃金等			2	1			3
労働条件等			2	1	1	2	6
職場の人間関係				1	2	2	5
その他				2			2
計			6	11	8	6	31

※ 一つの事件で複数の調整事項がある場合、総数は、新規係属件数とは一致しない。

<イ 業種別>

区分		年度					計
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
建設業							
製造業					1	1	2
電気・ガス・熱供給・水道業							
情報通信業					1		1
運輸業、郵便業							
卸売業、小売業					2		2
金融業、保険業							
不動産業、物品賃貸業							
学術研究、専門・技術サービス業							
宿泊業、飲食サービス業			1				1
生活関連サービス業、娯楽業				1			1
教育、学習支援							
医療、福祉			1	3		1	5
複合サービス事業				1			1
サービス業				2			2
公務							
その他						1	1
計			2	7	4	3	16

<ウ 従業者規模別>

区分	年度						計
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
1人～9人		2	1		1	4	
10人～49人			2			2	
50人～99人			1	2		3	
100人～299人				1	1	2	
300人～			3	1	1	5	
計		2	7	4	3	16	

(2) 終結状況及び平均所要日数

区分	年度						計
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
解決		1件 52日	3件 57日	2件 45日	1件 101日	7件 59日	
取下げ				1件 15日		1件 15日	
打切り			4件 48日	2件 38日	2件 29日	8件 41日	
不開始							
計		1件 52日	7件 52日	5件 36日	3件 53日	16件 47日	

※ 件数・平均日数は、事件の終結した年度で処理している。

※ 平均日数は、「解決」、「取下げ」、「打切り」となった場合の申請受付日から終結日までの所要日数の平均(小数点以下、四捨五入)である。

※ 自主解決による取下げであっても、事務局の事前調査やあっせん活動が自主解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものは、「解決」に含めている。

2 あっせん事件の一覧

(新規)

事件番号	申請月日 指名月日	申請者	業種 従業者数	あっせん事項	あっせん員	終結			
						年月日	結果	所要日数	調整回数
(個あ) 令4-1	4.7.7 4.7.8	労	医療・福祉 300人以上	深夜勤務の制限請求の承認	岡田 伊藤 三谷	4.8.25	打切り	50日	1回
(個あ) 令4-2	4.7.11 4.7.13	労	製造業 100～299人	治療費、通院交通費、慰謝料の支払い	井上 福家 友時	4.10.19	解決	101日	2回
(個あ) 令5-1	5.3.10 5.3.13	使	その他 1～9人	雇止めに対する慰謝料の支払い義務がないこと、労働契約終了の確認	安井 榎原 高橋	5.3.17	打切り (応諾拒否)	8日	—



### 3 あっせん事件の概要

#### 【新規】

#### (個あ)令 4-1

あっせん事項	深夜勤務の制限請求の承認	
申請までの経過	申請者は、これまで夜勤を免除されていたが、子供の小学校就学を理由に夜勤に従事するように命じられた。しかし、家庭の事情から、夜勤は困難と考え、引き続き夜勤の免除を求めたが、使用者が応じなかったため、あっせンを申請した。	
労使の主張	労	夜勤については、個別の事情を考慮して運用してほしい。
	使	職員の一部に夜勤回数の増加による負担軽減を図るため、全体で平準化する必要があるとして、労働組合と合意した新たな夜勤運用方針の基準に従って対応したものであり、申請者だけを特別に扱うことはできない。
あっせん経過と結果	被申請者があっせん案に応じなかったため打ち切りとした。【打ち切り】	

#### (個あ)令 4-2

あっせん事項	治療費、通院交通費、慰謝料の支払い	
申請までの経過	申請者は、配置転換後、同僚からセクハラやパワハラを受け、会社に相談したが適切な対応がとられず、適応障害を発症し、休職した。これは、労働環境が原因であるとして、治療費、通院交通費、慰謝料の支払いを求めるあっせンを申請した。	
労使の主張	労	会社がパワハラやセクハラの防止措置をとらなかったため、適応障害を発症し、休職したので、治療費、通院交通費、慰謝料の支払いを求める。
	使	セクハラやパワハラは、調査等の結果、なかったものと判断しており、適応障害を発症して休職したことの原因であったとは認識していないので、申請者の要求するような金銭を支払う義務はない。
あっせん経過と結果	当事者双方の主張の隔たりは大きかったが、会社が提示する金額を申請者が受け入れる旨のあっせん案に双方が合意したため、あっせンを終了した。【解決】	

#### (個あ)令 5-1

あっせん事項	雇止めに対する慰謝料の支払い義務がないこと、労働契約終了の確認	
申請までの経過	有期雇用契約者に雇用契約期間満了をもって雇止め通知をしたところ、これを不当として慰謝料の請求があったが、雇止めは、合理的理由によるものであって、慰謝料の支払い義務がないこと、労働契約終了の確認を求めるあっせンを申請した。	
労使の主張	労	採用時に雇用契約期間後の更新について説明があり、期間中に翌年度の就労意思を確認されたこともあって、更新を期待していたが、具体的説明もなく行われた雇止めは不当であり、慰謝料の支払いを求める。
	使	翌年度の就労意思を確認したのは、家庭の事情による退職の可能性を確認するためであり、更新するためではなかった。雇止めは業務執行体制強化のためであって、不当なものではないので、慰謝料の支払いには応じられない。
あっせん経過と結果	被申請者があっせん参加に応じなかったため打ち切りとした。【打ち切り】	

## 第2節 個別労働関係に係る相談

当委員会で受け付けた労働相談(委員による労働相談のほか、事務局職員による相談を含む。)の状況は、次のとおりである。

令和4年度の相談件数は127件で、前年度に比べ30件増加した。

区分		年度					計
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
相談件数		106	112	108	97	127	550
相談者別	労働者	105	110	104	91	120	530
	使用者	1	2	4	6	7	20

### 【相談事項別】

区分		年度					計
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
〈経営又は人事〉		54	43	56	52	55	260
	ア 解雇	(21)	(12)	(31)	(18)	(28)	(110)
	イ 配置転換、出向転籍	(7)	(3)	(4)	(8)	(7)	(29)
	ウ 復職	(1)	(1)	(1)	(1)	(5)	(9)
	エ 懲戒処分	(3)	(4)	(2)	(4)		(13)
	オ 退職	(19)	(21)	(15)	(19)	(13)	(87)
	カ 勤務延長、再雇用	(1)	(1)	(2)		(2)	(6)
	キ その他経営又は人事	(2)	(1)	(1)	(2)		(6)
〈賃金等〉		29	59	29	30	24	171
	ク 賃金未払	(17)	(23)	(13)	(11)	(10)	(74)
	ケ 賃金増額	(2)	(10)	(2)			(14)
	コ 賃金減額	(1)	(7)	(1)	(5)	(1)	(15)
	サ 一時金	(1)	(3)	(4)	(2)		(10)
	シ 退職一時金	(2)	(3)	(2)	(5)	(3)	(15)
	ス 解雇手当	(1)					(1)
	セ 休業手当		(1)	(6)	(5)	(5)	(17)
	ソ 諸手当	(4)	(8)	(1)	(1)	(2)	(16)
	タ その他賃金	(1)	(4)		(1)	(3)	(9)
	チ 年金(厚生年金等)						
〈労働条件等〉		66	100	62	43	49	320
	ツ 労働契約	(13)	(19)	(13)	(4)	(6)	(55)
	テ 労働時間	(9)	(16)	(5)	(5)	(5)	(40)
	ト 休日・休暇	(4)	(4)	(1)		(3)	(12)
	ナ 年次有給休暇	(7)	(19)	(6)	(15)	(11)	(58)
	ニ 育児休暇・介護休暇	(3)	(2)	(5)			(10)
	ヌ 時間外労働	(8)	(15)		(4)	(1)	(28)
	ネ 安全・衛生	(14)	(9)	(4)	(2)	(3)	(32)
	ノ 福利厚生制度				(1)	(3)	(4)
	ハ 社会保険	(3)	(7)	(11)	(5)	(4)	(30)
	ヒ 労働保険	(4)	(5)	(13)	(5)	(3)	(30)
	フ その他の労働条件等	(1)	(4)	(4)	(2)	(10)	(21)
〈職場の人間関係〉		37	45	31	20	36	169
	ヘ セクハラ	(2)	(1)		(2)		(5)
	ホ パワハラ・嫌がらせ	(35)	(44)	(31)	(18)	(36)	(164)
	マ その他	5	28	16	6	22	77
総数		191	275	194	151	186	997

※「相談事項別」の分類は、「個別労働紛争処理に係る情報提供の方法について(平成25年2月28日)」の例による。また、1件の相談で複数の相談事項を含む場合があるので、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

## 第7章 委員会の様々な活動

### 第1節 委員による労働相談

#### 1 専門労働相談

労働相談は、個別労働関係紛争等のあっせんの端緒となることから、事務局職員による労働相談を随時受け付けているが、より専門性の高い助言を提供し、労働委員会に対する県民の認知を高めるため、公益委員と労働者委員又は使用者委員の2名による専門労働相談を定期的（定例総会の前）に実施している。

令和4年度の実施状況は、次のとおりである。

##### (1) 相談状況

回	実施日	相談員	件数
140	4月12日(火)	(公)井上委員 (使)島田委員	
141	5月24日(火)	(公)岡田会長代理 (労)榎原委員	
142	6月28日(火)	(公)松尾会長 (使)三谷委員	
143	7月26日(火)	(公)松尾会長 (労)伊藤委員	1
144	8月23日(火)	(公)石合委員 (使)友時委員	
145	9月27日(火)	(公)井上委員 (労)森委員	
146	10月25日(火)	(公)岡田会長代理 (使)高橋委員	
147	11月22日(火)	(公)安井委員 (労)福家委員	
148	12月20日(火)	(公)安井委員 (使)窪田委員	1
149	1月24日(火)	(公)石合委員 (労)河元委員	
150	2月28日(火)	(公)井上委員 (使)島田委員	
151	3月28日(火)	(公)岡田会長代理 (労)榎原委員	
計			2

##### (2) 相談内容

相談内容	件数
経営又は人事	1
賃金等	1
労働条件等	
職場の人間関係	1
その他	
計	3

※ 一つの相談で複数の相談事項がある場合、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

#### 2 無料労働問題相談会

複雑・多様化する個別労働関係紛争に対処するため、職場における労使関係の諸問題について、労使を問わず広く相談を受け付け、労使紛争の未然防止と早期解決を図ることを目的に、「個別労働関係紛争処理制度」周知月間に合わせ、無料労働問題相談会を次のとおり実施した。

##### (1) 実施要領

期 間 令和4年10月11日(火)～17日(月) (7日間)

場 所 県庁、丸亀市役所、香川県三豊合同庁舎、香川県社会福祉総合センター、さぬき市役所

対象者 県内の事業所で働く労働者、使用者（事業者）

主 催 香川県労働委員会、香川県、香川労働局

後 援 日本労働組合総連合会香川県連合会、香川県経営者協会、香川県社会保険労務士会

## (2) 相談状況

	日時	場所	相談員	件数
1	10月11日(火) 13:30~16:30	県庁	労働局相談員 特定社会保険労務士	1
2	10月12日(水) 9:30~16:30	県庁	労働局相談員 特定社会保険労務士 労働局相談員 県労働政策課相談員	3
3	10月13日(木) 9:30~16:30	丸亀市役所	(労)福家委員 (使)島田委員 (公)井上委員 (労)榎原委員	1
4	10月14日(金) 9:30~16:30	香川県三豊合同庁舎	(公)石合委員 (使)高橋委員 (労)伊藤委員 (使)友時委員	2
5	10月15日(土) 13:30~16:30	香川県社会福祉総合センター	(公)安井委員 (使)三谷委員	3
6	10月16日(日) 13:30~16:30	香川県社会福祉総合センター	(公)岡田会長代理 (労)森委員	1
7	10月17日(月) 9:30~16:30	さぬき市役所	(公)松尾会長 (使)窪田委員 (労)河元委員 県労働政策課相談員	0
計				11

## (3) 相談内容

相談内容	件数
経営又は人事	5
賃金等	2
労働条件等	5
職場の人間関係	6
その他	0
計	18

※ 一つの相談で複数の相談事項がある場合、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

## (参考) 最近5年間の相談件数

年度	区分	件数	実施場所・日数
30年度		15	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、三豊市(1日)
元年度		15	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、三豊市(1日)
2年度		8	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、香川県三豊合同庁舎(1日)
3年度		13	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(1日)、ワークサポートかがわ(1日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、香川県三豊合同庁舎(1日)
4年度		11	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、香川県三豊合同庁舎(1日)

## (4) パネル・ポスター展

無料労働問題相談会に合わせて、労働紛争解決に関するパネル・ポスター展を令和4年10月11日(火)から13日(木)まで、県庁本館1階ギャラリーで開催した。

## 第2節 出前講座

これから社会人になる高校生・専門学校生や生徒等を指導する教職員を対象に、労働法の基礎知識や働くことの意義・大切さを学んでもらうため、現場の労使関係に精通し、経験豊富な労働委員会委員が講師として出前講座を実施している。

回	日時	実施先	受講者数	講師
1	11月11日(金) 13:30～14:20	飯山高等学校	生徒 36人 教職員 2人	(公) 石合委員
2	12月16日(金) 17:40～18:40	丸亀高等学校 (定時制課程)	生徒 37人 教職員 9人	(使) 高橋委員
3	1月12日(木) 14:30～15:20	香川高等専門学校 高松キャンパス	学生 28人 教職員 3人	(使) 島田委員
4	1月13日(金) 14:50～15:40	香川県立高等技術学校 高松校	訓練生 38人 教職員 6人	(労) 榎原委員

## 第3節 研修

委員、職員の資質の向上等を目的とし、次のとおり研修等に参加した。

### 1 中央労働委員会の研修

#### (1) 令和4年度公労使委員合同研修

開催日 令和4年9月1日(木)～2日(金)

会場 一橋大学一橋講堂(東京都)、中央労働委員会会館(東京都)、AP日本橋(東京都)

参加者 (公)岡田会長代理、(労)伊藤委員、(使)三谷委員

内容 1日目:9月1日(木)

#### 全体研修

- ・ 講義 労働委員会について -歴史・現状・課題-
- ・ 講義 労働法の基礎
- ・ 事例検討(調整関係)
- ・ 事例検討(審査関係)

2日目:9月2日(金)

#### 公益委員研修

- ・ 審査実務研修 事例研究
- ・ 和解実務研修 事例研究
- ・ 調整実務研修 判例及び事例研究

#### 労働者委員研修

- ・ 講演 不当労働行為救済制度について
- ・ 講演 労働者性・使用者性について

#### 使用者委員研修

- ・ 講演 労組法7条の概要と不当労働行為審査制度の概要
- ・ 講演 メンタルヘルスをめぐる近年の諸問題とその対策
- ・ 講演 高齢者が活躍できる環境整備

## 2 四国ブロックの研修

### (1) 令和4年度四国ブロック労働委員会事務局職員研修会（オンライン研修）

開催日 令和4年7月27日(水)

参加者 村上副主幹

議題 不当労働行為事件関係、労働争議調整辞令及び個別あっせん事例の討議

## 第4節 広報状況

労働委員会制度の周知及び一層の利用拡大を図るため、積極的な広報活動を行い、労働委員会業務の効果的な運営に努めた。

### 1 専門労働相談

四国新聞発行の折込みチラシ広告「求人ウイークリーJOB」に月に1回程度及び県発行のメールマガジン「メルマガかがわ」に月に2回程度、開催情報を掲載するとともに、労働委員会ホームページにも掲載した。

### 2 無料労働問題相談会

中央労働委員会と都道府県労働委員会が毎年10月を「個別労働紛争処理制度」周知月間としていることから、無料労働問題相談会(10月11日～17日)について各種広報媒体を通して積極的にPR活動を行った。

- ・ 広報誌：市町(5市4町)
- ・ ホームページ：県、香川県社会保険労務士会
- ・ 香川県政情報ツイッター
- ・ テレビ：OHK岡山放送「サン讚かがわPLUS(プラス)」(9月29日)  
RNC西日本放送 エリアニュース(10月12日)  
ケーブルメディア四国(文字情報放送)
- ・ チラシの配布設置：関係行政機関等、コンビニ、スーパー
- ・ 電子媒体：メルマガかがわ(9月22日、10月6日)
- ・ 折込みチラシ広告：「求人ウイークリーJOB」(9月25日、10月2日)

資 料

1 年次別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）

年	区分	調整事件			不当労働行為	労働組合 資格審査	個別あっせん (平成13年～)
		あっせん	調 停	仲 裁			
昭和63年	までの計	386	28	0	400	1077	
平成元年		1	0	0	4	9	
平成2年		0	0	0	1	1	
平成3年		1	0	0	2	6	
平成4年		3	0	0	3	3	
平成5年		3	1	0	2	6	
平成6年		0	0	0	2	0	
平成7年		3	0	0	2	3	
平成8年		7	0	0	4	4	
平成9年		0	0	0	3	5	
平成10年		5	0	0	2	1	
平成11年		4	0	0	2	4	
平成12年		2	0	0	2	1	
平成13年		4	0	0	0	2	1
平成14年		6	0	0	7	4	2
平成15年		7	0	0	1	4	2
平成16年		2	0	0	0	0	3
平成17年		3	0	0	0	2	13
平成18年		1	0	0	1	2	9
平成19年		1	0	0	0	1	15
平成20年		1	0	0	2	0	5
平成21年		2	0	0	0	3	2
平成22年		0	0	0	3	0	7
平成23年		2	0	0	1	1	6
平成24年		2	0	0	6	1	5
平成25年		1	0	0	0	1	4
平成26年		0	0	0	0	0	5
平成27年		1	0	0	4	6	1
平成28年		0	0	0	0	0	2
平成29年		0	0	0	0	1	1
平成30年		0	0	0	0	0	0
令和元年		1	0	0	0	1	1
令和2年		2	0	0	0	0	6
令和3年		1	0	0	0	1	6
令和4年		2	0	0	0	0	2
計		454	29	0	454	1,150	98

※ 労働組合資格審査において、旧法関係（昭和24年6月9日まで）で取り扱った資格審査は、523組合である。

## 2 調整事件・年次別終結状況

年	区分	取扱件数			終結件数					翌年への繰越
		前年繰越	新規申請	計	解決	不調・打切り	取下げ・不開始	移管	計	
	昭和63年までの計	19	414	433	249	124	40	1	414	19
	平成元年	0	1	1		1			1	0
	平成2年	0	0	0					0	0
	平成3年	0	1	1					0	1
	平成4年	1	3	4	2	2			4	0
	平成5年	0	4	4	3	1			4	0
	平成6年	0	0	0					0	0
	平成7年	0	3	3	1	1			2	1
	平成8年	1	7	8	1	4	2		7	1
	平成9年	1	0	1	1				1	0
	平成10年	0	5	5	2	1			3	2
	平成11年	2	4	6	3	3			6	0
	平成12年	0	2	2		1			1	1
	平成13年	1	4	5	1	4			5	0
	平成14年	0	6	6	3	3			6	0
	平成15年	0	7	7	1	6			7	0
	平成16年	0	2	2	1				1	1
	平成17年	1	3	4	1	1			2	2
	平成18年	2	1	3	1	1	1		3	0
	平成19年	0	1	1			1		1	0
	平成20年	0	1	1	1				1	0
	平成21年	0	2	2	2				2	0
	平成22年	0	0	0					0	0
	平成23年	0	2	2	1	1			2	0
	平成24年	0	2	2	1	1			2	0
	平成25年	0	1	1					0	1
	平成26年	1	0	1	1				1	0
	平成27年	0	1	1					0	1
	平成28年	1	0	1	1				1	0
	平成29年	0	0	0					0	0
	平成30年	0	0	0					0	0
	令和元年	0	1	1	1				1	0
	令和2年	0	2	2		1			1	1
	令和3年	1	1	2	1	1			2	0
	令和4年	0	2	2	1	1			2	0
	計	—	483	—	280	158	44	1	483	—

※ この一覧表には、個別的労使紛争に係るものは含まれていない。



### 3 不当労働行為事件・年次別終結状況

年	区分	取扱件数			終結件数								翌年への繰越
		前年繰越	新規申立	計	命令・決定					関与和解	取下げ	計	
					救済	一部救済	棄却	却下	計				
昭和63年までの計		974	400	1374	14	6	3	0	23	34	325	382	992
平成元年		18	4	22	7				7	1		8	14
平成2年		14	1	15	2				2			2	13
平成3年		13	2	15					0		1	1	14
平成4年		14	3	17	2				2	1		3	14
平成5年		14	2	16	4				4		1	5	11
平成6年		11	2	13					0		4	4	9
平成7年		9	2	11					0			0	11
平成8年		11	4	15	5				5			5	10
平成9年		10	3	13					0	4		4	9
平成10年		9	2	11					0		1	1	10
平成11年		10	2	12					0	1	9	10	2
平成12年		2	2	4					0			0	4
平成13年		4	0	4					0	2		2	2
平成14年		2	7	9					0		1	1	8
平成15年		8	1	9			1		1	1	5	7	2
平成16年		2	0	2					0	1		1	1
平成17年		1	0	1					0		1	1	0
平成18年		0	1	1					0			0	1
平成19年		1	0	1			1		1			1	0
平成20年		0	2	2					0			0	2
平成21年		2	0	2					0	2		2	0
平成22年		0	3	3					0		2	2	1
平成23年		1	1	2					0		1	1	1
平成24年		1	6	7					0		1	1	6
平成25年		6	0	6					0	3	2	5	1
平成26年		1	0	1		1			1			1	0
平成27年		0	4	4					0	1		1	3
平成28年		3	0	3		1			1	1		2	1
平成29年		1	0	1		1			1			1	0
平成30年		0	0	0					0			0	0
令和元年		0	0	0					0			0	0
令和2年		0	0	0					0			0	0
令和3年		0	0	0					0			0	0
令和4年		0	0	0					0			0	0
計		—	454	—	34	9	5	0	48	52	354	454	—

※ 取下げには、無関与和解等を含む

#### 4 個別労働関係紛争あつせん事件・年次別終結状況

年	区分	取扱件数			終結件数					翌年への繰越
		前年繰越	新規申請	計	解決	取下げ	打切り	不開始	計	
平成13年		0	1	1			1		1	0
平成14年		0	2	2	1	1			2	0
平成15年		0	2	2		1	1		2	0
平成16年		0	3	3			2		2	1
平成17年		1	13	14	6	1	1		8	6
平成18年		6	9	15	5	1	9		15	0
平成19年		0	15	15	10	2		2	14	1
平成20年		1	5	6	3	2		1	6	0
平成21年		0	2	2	2				2	0
平成22年		0	7	7	4	1	1	1	7	0
平成23年		0	6	6	3			3	6	0
平成24年		0	5	5	1			4	5	0
平成25年		0	4	4	3			1	4	0
平成26年		0	5	5	1	1	1	2	5	0
平成27年		0	1	1				1	1	0
平成28年		0	2	2	1				1	1
平成29年		1	1	2			2		2	0
平成30年		0	0	0					0	0
令和元年		0	1	1	1				1	0
令和2年		0	6	6	1		2		3	3
令和3年		3	6	9	3	1	4		8	1
令和4年		1	2	3	2		1		3	0
計		—	98	—	47	11	25	15	98	—

## 5 年度別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）

年度	区分	調整事件			不当労働行為	労働組合 資格審査	個別あつせん
		あつせん	調 停	仲 裁			
平成 25 年度 までの計		447	29	0	450	1,141	76
平成 26 年度		0	0	0	2	0	3
平成 27 年度		1	0	0	2	6	1
平成 28 年度		0	0	0	0	0	3
平成 29 年度		0	0	0	0	1	0
平成 30 年度		0	0	0	0	0	0
令和元年度		1	0	0	0	1	2
令和 2 年度		2	0	0	0	0	7
令和 3 年度		2	0	0	0	1	4
令和 4 年度		1	0	0	0	0	3
計		454	29	0	454	1,150	99

## 6 調整事件・年度別終結状況

年度	区分	取扱件数			終結件数					翌年度 に繰越
		前年度 繰越	新規 申請	計	解決	不調・ 打切り	取下げ・ 不開始	移管	計	
平成 25 年度 までの計		—	476	—	276	155	44	1	476	—
平成 26 年度		0	0	0					0	0
平成 27 年度		0	1	1	1				1	0
平成 28 年度		0	0	0					0	0
平成 29 年度		0	0	0					0	0
平成 30 年度		0	0	0					0	0
令和元年度		0	1	1	1				1	0
令和 2 年度		0	2	2	1	1			2	0
令和 3 年度		0	2	2		1			1	1
令和 4 年度		1	1	2	1	1			2	0
計		—	483	—	280	158	44	1	483	—

## 7 不当労働行為事件・年度別終結状況

年度	取扱件数			終結件数								翌年度 に繰越
	前年度 繰越	新規 申立	計	命令・決定					関与 和解	取下げ	計	
				救済	一部 救済	棄却	却下	計				
平成 25 年度 までの計	—	450	—	34	7	5		46	50	354	450	—
平成 26 年度	0	2	2									2
平成 27 年度	2	2	4						1		1	3
平成 28 年度	3	0	3		2			2	1		3	0
平成 29 年度	0	0	0									0
平成 30 年度	0	0	0									0
令和元年度	0	0	0									0
令和 2 年度	0	0	0									0
令和 3 年度	0	0	0									0
令和 4 年度	0	0	0									0
計	—	454	—	34	9	5		48	52	354	454	—

## 8 個別労働関係紛争あつせん事件・年度別終結状況

年度	取扱件数			終結件数					翌年度 に繰越
	前年度 繰越	新規 申請	計	解 決	取下げ	打切り	不開始	計	
平成 25 年度 までの計	—	76	—	39	9	15	13	76	—
平成 26 年度	0	3	3		1	1	1	3	0
平成 27 年度	0	1	1				1	1	0
平成 28 年度	0	3	3	1		2		3	0
平成 29 年度	0	0	0					0	0
平成 30 年度	0	0	0					0	0
令和元年度	0	2	0	1				1	1
令和 2 年度	1	7	8	3		4		7	1
令和 3 年度	1	4	5	2	1	2		5	0
令和 4 年度	0	3	3	1		2		3	0
計	—	99	—	47	11	26	15	99	—

令和5年5月発行

**香川県労働委員会年報（令和4年度）**

編集 香川県労働委員会事務局  
高松市番町四丁目1番10号  
TEL 087-832-3721・3722・3723  
FAX 087-806-0226